

奈良工業高等専門学校施設整備委員会規程

平成14年4月 1日制定

平成29年5月11日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校に施設整備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 施設（土地、建物、工作物をいう。以下同じ。）の将来計画に関すること
- 二 施設の整備に関すること
- 三 施設の有効利用及び評価に関すること

2 委員会は、前項に掲げる事項について、全校的観点から審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 奈良工業高等専門学校運営会議規程（平成17年4月1日制定）第3条各号に掲げる者
- 二 総務課長

(委員長及び委員長補佐)

第4条 委員会に委員長及び委員長補佐を置く。

- 2 委員長は校長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長補佐は、委員のうちから委員長が指名する。
- 5 委員長補佐は委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(小委員会)

第6条 委員会の下に、小委員会を置く。

- 2 小委員会は、施設・整備の具体的な項目等について検討し、その内容を委員会に報告する。
- 3 小委員会に委員長を置き、委員会の委員長補佐をもって充てる。
- 4 小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 専任教員の中から校長の指名を受けた者
 - 二 事務職員（常勤に限る。）の中から校長の指名を受けた者
- 5 前項第一号の委員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、総務課で行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月11日から施行する。